

## ゴールデンウィークを迎えるにあたっての市民の皆さんへのお願い

県では、5月9日までのゴールデンウィーク期間は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための「感染対策強化期間」としています。(また、国においては5月11日まで、東京、大阪、京都、兵庫の4都府県に「緊急事態宣言」が発令されています。)

ゴールデンウィークは、日頃会わない方との接触機会が増える時期であることに加え、当市では感染拡大がまだ十分に収束しておらず、現在、諏訪圏域には県の感染警戒レベル5である「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の発令が続いています。

### 【現状認識】

- ・ 新型コロナウイルスは、これまでも全国的に人の移動が増える時期に感染が拡大している
- ・ このたび当市で発生した感染拡大は、濃厚接触者の発生状況から見ると収束の方向にあるが、新たに感染経路不明の陽性者も発生しており、依然予断を許さない状況である。
- ・ 県内でも確認されている変異株は感染力が強く、感染した場合に重症化しやすい可能性や、10代以下の若い世代の感染割合が高いことが指摘されている。

市民の皆様には、次の5点に十分ご留意いただき、「**最大限の感染対策**」を講じていただきますようご協力をお願いいたします。

- 1 県外への訪問や帰省等の往来については、その必要性をご家族などと相談して、慎重に検討をお願いします。東京、大阪、京都、兵庫の「緊急事態宣言地域」など、感染拡大が続いている地域との往来については控えてください。  
特に、高齢者や基礎疾患のある方は、不要不急の外出は自粛をお願いします。
- 2 大人数での会合、会食は、自宅等で行うものも含め控えてください。  
また、人混みを避けるなど、人との接触機会をできるだけ減らしてください。
- 3 基本的な感染防止策を適切に行っていただき、一人ひとりが感染を広げないように注意してください。  
(マスクの確実な着用、人と人との距離の十分な確保、こまめな手洗い・手指消毒、三密の回避など。)
- 4 多数の方が集まるイベント・催物等を予定している場合には、人数制限等感染防止対策を徹底していただき、それが困難な場合は、延期・中止を含めて検討してください。
- 5 日々の健康観察を徹底し、発熱等の風邪症状等がある場合は外出を控え、  
ためらうことなく、かかりつけ医や受診・相談センター(諏訪保健所内)に速やかに相談してください。

なお、感染された方やそのご家族、また、県外との往来等を行わなければならない方などへ対しての差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

せっかくのゴールデンウィークにあたり、昨年に引き続きこのようなお願いを申し上げるのは大変残念ではありますが、是非とも市民お一人おひとりが「思いやり」と「支え合い」の心でご協力をお願いいたします。

【参考】県からの発令内容要旨（4月19日）

諏訪市、茅野市及び原村の飲食店等に対する休業・営業時間短縮協力要請時

（住民及び来訪者への協力要請）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方の不要不急の外出の自粛
- ② 人との接触機会を極力減らすこと
- ③ 大人数・長時間の会食について、自宅等で行われるものも含めた自粛
- ④ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えること
- ⑤ 感染拡大地域（宮城県、山形県、埼玉県、東京都、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、愛媛県、沖縄県）及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域（千葉県、神奈川県）への訪問の自粛（該当地域は R3. 4. 19 現在）
- ⑥ 風邪症状等がある場合は外出を控え、かかりつけ医等に速やかに相談すること

（事業者等への協力要請）

- ⑦ 事業所における感染防止策の徹底と在宅勤務・テレワークの推進
- ⑧ 医療機関や福祉施設、学校や保育所等における感染防止策の徹底
- ⑨ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討

（特に、諏訪市及び茅野市、原村にお住いの皆さんに対して）

- ① 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）において、カラオケ設備の利用を控えること
- ② 事業所や店舗を利用する際のマスク着用

【施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）を要請する施設】

- 接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）
    - ・ガイドライン非遵守の店舗 → 休業
    - ・ガイドライン遵守の店舗 → 営業時間短縮（5時～20時）
  - 飲食店等（酒類の提供を行うものに限る）（宅配・テイクアウトを除く）
    - 営業時間短縮（5時～20時）
- ※ 21日の営業時間から（営業時間短縮の場合は21日の20時以降）適用